大学開放と図書館

北　嶋　武　彦
（東京学芸大学）

1　まえがき

本稿は，日本生涯教育学会が去る昭和56年11月27日～28日の両日，国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて開催した第2回研究大会の第2日目に課題研究「大学開放」について発表された4件の研究発表の一つである。参考までに他の3件の発表題目・発表者名を記しておく。

○大学開放の基本的視点――大学通信教育の現場から――
白石克己氏（玉川大学）
○大学開放の方法　吉井　弘氏（千葉商科大学）
○大学開放放講座の主体形成　安原　昇氏（香川大学）

本稿は，とくに大学開放の一方法としての大学図書館の地域開放の現状と問題点について，実態調査の結果を通じ分析し，考察したものである。

2　研究の目的

昭和56年6月，中央教育審議会は「生涯教育について」答申をおこなった。

この答申は，第4章「成人期の教育」の第2節「成人への学校教育の開放」の中で，大学教育の開放をはじめ，短期大学教育，高等専門学校教育，高等学校教育の活用など，広く学校教育の開放を強調している。

従来からも大学は，大学教育の開放手段として，夜間部制度・通信教育・公開講座などの方法でその普及につとめてきて居り，さいきんでは入学者の選抜に際し，社会人に対する特別配慮をおこなう先進的な大学も出現するようになった。

これら各種の大学教育の開放手段のうち，もっとも一般的でよく利用されているのは公開講座制度であろう。

文部省の調査（昭和54年度）によれば，公開講座を開設している大学は201大学，講座数は，1,181，受講者数は延べ113,162人といわれている。このような公開講座をはじめとする大学教育の開放は，生涯教育の必要性に対する理解の普及，住民の学習要求の増大と多様化・高度化にともない，さらに拡充されるものと思われる。

このような大学教育の開放の一般的状況の中で図書館，特に大学図書館が地域社会における学習資料情報センターとしての機能を発揮するため，どのように開放され，どんな問題点に当面しているのかなど，その実態を明らかにし，今後の在り方を提言することが本研究の目的である。

3　大学図書館の地域開放と現状

わが国の大学図書館は伝統的に自己の大学に所属する教員・学生のための研究および教育（学習）機関としての機能を使命としてきて居り，今後とも

この方向は堅持されるであろう。したがって，地域開放に関しては，ほとんどの大学図書館が無関心であり，これを実施する大学は一部の例外を除き皆無の状態であった。

これに対し，地域社会に対する大学図書館の責任を重視し，かつ，納税者としての市民に対する図書館サービスを当然の任務と考える欧米諸国では早くから大学図書館の地域開放が実施されてきた。

たとえば，アメリカ合衆国の場合，大学図書館が在学生・教員以外の人々に対する館外貸出実施状況について，やや古いが Association of College and Research Libraries (ACRL) の1965年調査によるとつぎのような結果になっている。

783の大学図書館のうち，

館内閲覧を認めている	742 (94.8%)
館外貸出を実施している	649 (82.9%)

これらの大学のすべてがただちに大学図書館の地域開放を実施しているとは断定し難いが，それにしても，わが国の大学図書館とは比較できない程多数の大学図書館が地域開放をおこなっていることがうかがえる。

また，イギリスでは古くからロンドンにある National Central Library (NCL) を中心として，全国を10地区に分け，全国の公共図書館が所蔵資料などを相互利用し合う Regional Library System が形成されて居り，このシステムに大学図書館および専門図書館が協力して専門的な資料を利用する際の便宜を図っていることは周知の事実である。

このように，欧米の大学図書館は早くから地域社会との結びつきを重視しているが，わが国の大学図書館は大学図書館相互の提携・協力が戦後その緒についたものの，地域社会とはほとんど隔絶した状態にあったといって過言ではない。

しかし，昭和25年に制定された「図書館法」がその第3条(4)において，公共図書館と大学図書館との連絡・協力と資料の相互貸借を規定しているのを

はじめ，近年，“開かれた大学”を標傍する大学の中には大学図書館の地域開放にふみきる大学が徐々に出現するようになった。

このような現状の中にあって，現在，大学図書館の地域開放を実施している各図書館の実態がどのようになっているか，当面する問題点はなにか，などを明らかにするため，地域開放を明らかに実施している大学図書館7館を対象とし，昭和56年10月質問紙法による実態調査をおこなった。対象とした大学図書館と調査項目の内訳はつぎのとおりである。

（一）調査対象とした大学図書館

館種＼設置主体	国立	公立	私立	計
4年制大学図書館	2	1	2	5
短期大学図書館	—	1	1	2
計	2	2	3	7

これら7館の地域的分布状況は，関東地方　3館，甲信越地方　1館，東海地方　1館，近畿地方　1館。北海道地方　1館である。

（二）調査項目

(1)　図書館名

(2)　地域開放の開始年（西歴）

(3)　地域開放の対象

(4)　利用者の身許確認

(5)　利用者の地域的制限

(6)　地域開放の内容

(7)　使用料金

(8)　昭和55年度の利用状況

(9)　地域開放に関する問題点

以下，(2)〜(9)の各調査項目の集計結果とその分析・考察をのべる。

(1)　地域開放の開始年

大学図書館の地域開放の開始年がもっとも早いのは東京にあるD私立大学の1912年（大正元年）であり，約70年の歴史を有している。

この時代，わが国の大学はごく限られた上流階級子弟の進学対象であっただけに極めて注目すべきことであったといえよう。これは，この大学の創始者がわが国の明治初年における著名な啓もう思想家であり，かつ，自由平等論者であったため，その思想を継承して，このような早い時期に大学図書館の地域開放にふみ切ったものと思われる。

このD私立大学以外は

①	1971年（昭和46年）	1館	④	1979年（昭和54年）	1館
②	1976年（昭和51年）	1館	⑤	1981年（昭和56年）	1館
③	1978年（昭和53年）	2館			

となって居り，いずれも大学図書館の地域開放の歴史が浅く，せいぜい最近10年以内が多い。

これら6館のうち，1976年に実施したG私立短期大学（北海道）と1981年実施のB国立大学（関東）は，それぞれ大学自身の開学が新しいだけに当然のことであるが，他の4大学はいずれも大学自身の歴史が古いだけに1969年（昭和44年）を頂点とする大学紛争以後の“開かれた大学”という考え方の影響乃至理念により，大学図書館の地域開放にふみ切ったところがふくまれているものと推定することができる。なお，この6館のうち，1978年に大学図書館の地域開放を開始したA国立大学（東京）の場合，地域社会の行政機関連絡組織の申入れを承け，大学ならびに大学図書館当局が大学の地域社会への協力活動施策の一環としての観点から前向きの態度で受けとめ，実施にふみ切ったものであり，大学図書館の地域開放上注目すべき一例といえよう。

いずれにせよ，大学図書館の地域開放は最近に至り，ようやく大学関係者の意識の対象として取り上げられるようになり，その緒についたばかりということができる。

(2)　地域開放の対象

大学図書館の地域開放の対象としている人々はつぎのとおりである。

①　成人　　6館，②　学生　　4館，③　児童・生徒　　3館

ほとんどの大学図書館が地域社会の成人を対象とし，ついで他大学の学生をもふくむ学生を対象としている。この中で児童・生徒のみを対象としているG私立短期大学（北海道）の場合は異色ある存在といえよう。

もともと，このG私立短期大学は開学の当初から司書課程を設置して居り，児童・青少年関係の資料と読書に関する科目も設けられている関係から，独立した附属図書館の新築以来児童図書の収集に力を注ぎ，周辺の児童・生徒に開放し，いわば，地域児童図書館としての機能を果たしている。昭和56年現在，児童図書冊数32,900冊，1日平均22名，41冊の貸出実績は立派なものであり，地域社会におけるコミュニティ・カレッジの在り方を示唆するものといえよう。

また，成人・学生・児童・生徒のすべてを対象としているB国立大学（関東）は，図書館・情報学を主専攻とする新設の大学であり，したがって，附属図書館新築の段階からすでに地域開放と学生のための実験図書館的構想のもとに建設され，教員・在学生のための施設とは別に公開図書室（面積　443㎡，成人用座席　24席，児童用座席　20席，蔵書数　7,000冊）を設け，周辺の住民のボランティアの協力を得て運営がおこなわれている。

また，A国立大学（東京）は教員養成大学としての性格から市内の小・中学校教員を対象とし，E私立女子大学（近畿）は女子のみを対象とするなど，各大学がそれぞれの性格・目的に即した大学図書館の地域開放を実施していることは，今後の在り方を考える上で示唆に富むものといえよう。

(3)　利用者の身許確認

本来，大学の一部を構成する大学図書館を地域住民に開放し，その利用に供するに際しては，何等かの方法で身許を確認する場合が多いものと予想されていたが，調査結果では予想に反し，

①　身許を確認する　　4館，②　身許を確認しない　　3館

であった。

身許確認をおこなっている大学図書館では身分証明書その他の提示を求めている場合が多い。

一方，身分証明書その他の提示を求めていない大学図書館には，前項でのべた地域住民のための公開図書室を設けているB国立大学や児童図書を充実させ，地域社会のための児童図書館的機能を果たしているG私立短期大学など，積極的に地域社会との連帯をめざし，意欲的に大学図書館の地域開放をすすめている大学に多いことに注目する必要があろう。

(4)　利用者の地域的制限

大学図書館の地域開放に際し，利用者を当該地域の住民その他に制限しているか否かを調査した結果，

①　大学所在地の地方自治体住民その他に限る　　2館

②　特に地域制限をしない　　5館

であり，これもやや予想外の結果であった。

このうち，地方自治体の住民その他に制限している2館は，市内の小・中学校教員に限定している教員養成大学のA国立大学（東京）と，高校生以上の女子に限定しているE私立女子大学（近畿）の2大学であり，いずれもそれぞれの大学の性格によるものと思われ，興味ある結果を示しているといえよう。

(5)　地域開放の内容

大学図書館の地域開放でもっとも重要な点はその内容である。そこで，地域開放の内容について調査したところ，その結果は

①　館内閲覧　　7館，②　館外貸出　　2館，③　文献複写　　6館，

④　参考調査　　4館，⑤　集会・行事　　2館

であった。

予想されていたように，館内閲覧はすべての大学図書館が実施して居り，これについで文献複写・参考調査が多く，館外貸出，集会・行事を実施しているのはわずか2館であった。

大学図書館本来の任務はそれぞれの大学に所属する教員・学生に対する図書館サービスに在るから，館外貸出をおこなわない点は理解できるが，そのことが逆にある意味では大学図書館の地域開放を利用者から見て魅力の乏しいものとしていることは否定できないであろう。なお，館外貸出を実施している2館は地域社会との連帯を重視し，地域図書館的機能を発揮しているB国立大学およびG私立短期大学である。

(6) 使用料金

大学図書館の地域開放に際し，使用料金を徴収している大学図書館はつぎのとおりである。

① 徴収している　1館，② 徴収していない　6館，③ 文献複写の際実費を徴収する　6館

文献複写以外の内容について使用料金を徴収しているのはD私立大学だけであるが，それも長年にわたり1回10円という低額に据置いている点から考えて名目的な使用料金に過ぎず，実質的には徴収していないものとみてよいであろう。

これに対し，文献複写を実施している大学図書館（6館）はすべて実費を徴収して居り，その金額は1枚につき

①	一律	45円	1館	⑤	B 5	10円	1館
②	同	40円	2館		A 4	15円	
③	同	30円	1館		B 4	20円	
④	同	20円	1館				

となっている。概して国立大学のほうが公・私立大学より高いのが目立っている。

(7) 昭和55年度の利用状況

大学図書館の地域開放にふみ切った大学図書館が果たして地域住民にどれだけ利用されるかということは，関係者がもっとも関心をはらう点である。

この利用状況の設問に当たっては(5)でのべた地域開放の内容，すなわち，館内閲覧，館外貸出，文献複写，参考調査，集会・行事の各項目毎に利用

(参加) 人数，利用冊（件）数などがわかるように設計し，さらに，利用状況に関連深い要素として年間地域開放日数についても調査した。

その結果，各大学図書館の統計資料の不足もあり，全項目に対する完全な回答が得られなかったが，回答のあった大学図書館の集計結果はつぎのとおりである。

内容＼人数および冊(件)数	最高 延数	最高 1日平均	最低 延数	最低 1日平均
館内閲覧				
人数	20名	0.07名	2名	0.007名
冊数	1,990冊	7.18冊	—	—
館外貸出				
人数	—	450名	1,508名	22.51名
冊数	—	493冊	2,770冊	41.34冊
文献複写				
人数	—	—	—	—
件数	646件	2.33件	—	—
参考調査				
人数	—	—	—	—
件数	2,616件	9.44件	—	—
集会・行事				
人数	—	—	—	—
実施件数	—	—	—	—
地域開放日数	281日	—	67日	—

(注) 各項目に対し，1館しか回答のなかった場合には「最高」欄に集計した。

以上の調査結果から言えることは館外貸出の利用を除き，概して低調であり，大学図書館の地域開放が必ずしも所期の効果をあげていないことである。また，利用状況を測定するための統計資料が欠如していること自体に大学図書館の地域開放の現実の一端が反映しているといえよう。

(8) 地域開放に関する問題点

回答を寄せた各大学図書館が指摘している地域開放上の問題点はつぎのと

おりである。

①	立地条件がわるい（交通不便）	3館
②	館外貸出を実施していない	2館
③	PRが不足	2館
④	公共図書館があるため利用が少ない	1館
⑤	大学図書館のイメージがかたく，専門書しかないという印象が強い	1館
⑥	座席利用だけの利用者が多い	1館
⑦	蔵書が専門書のみで一般人の希望にこたえにくい	1館

以上が各大学図書館により指摘された問題点であるが，回答数が分散しているため断定的なことを言うことはできない。しかし，大学図書館の地域開放の実効を阻害している要因は，大学図書館の立地条件（交通の便），館外貸出を実施していないこと，蔵書構成の3点にあることをうかがうことができる。

4　むすび

以上，わが国における大学図書館の地域開放の現状について実態調査結果を通じ考察してきた。調査対象とした大学図書館が少ないこともあり，断定的な結論はのべ難いが，大学図書館の地域開放を実施している大学がまだまだごく一部の大学にとどまり，1～2の大学を除いては，大学図書館の地域開放の目的を達成するための積極的な姿勢が欠けていること，大学図書館の地域開放の理念と機能およびその在り方に対する根本的な再検討が必要であろう。